

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に関する評価意見

平成17年度 下半期分

平成18年1月26日

構造改革特別区域推進本部

評価委員会

1. はじめに

官民あげての努力により、デフレ脱却の兆しがようやく見えてきた日本経済ではあるが、一方において、本格的な人口減少・超高齢化社会の到来や、グローバル化の進展による国際競争の激化など、大きな環境変化に直面していることも否定できない。そうした中で、回復基調にある経済を持続的に発展させていくためには、「官から民へ」、「国から地方へ」の構造改革を進め、民間や地域の知恵と工夫を引き出すことが重要である。

このような構造改革の下、その一翼を担う特区制度において、評価委員会は、特区で得られた成果を速やかに全国に波及させる役割を担っている。当評価委員会は、昨年9月、小泉内閣総理大臣より、改めて委員の任命を受けて、第2期をスタートさせた。第1期評価委員会では、「特区での実績を評価し、特段の問題がなければ、速やかに規制改革の全国への展開を行う」との基本方針の下で、評価を行った75件の特例措置のうち3分の2近い53件について、全国展開を実現するという成果を上げた。第2期評価委員会においても、この基本方針を堅持し、構造改革の実現を図るべく、着実に規制改革を推進していく所存である。特に過去に評価を行い、当評価委員会が当該規制改革の効果を認めつつも、全国展開に至らなかった特例措置については、不退転の決意で臨んでいかなければならないと考えている。

平成17年度下半期の評価は、第2期評価委員会にとって、1回目の評価となった。評価を行った16件の特例措置のうち、11件について全国展開すべきとの意見を構造改革特別区域推進本部長に提出することとなり、一定の成果を得ることができたと判断している。特に、教育におけるカリキュラム編成の弾力化、NPO等が行う福祉有償運送などの特例については、これまで、規制所管省庁と度重なる議論を重ねてきた課題であり、かつ、特区での認定も多く、社会的な関心が高い事業である。今回、こうした特例措置について、全国展開すべきとの意見を定めることができたことは、社会的・経済的意義が大きいと言えるだろう。

一方、5件の特例措置については、特区における効果・弊害の検証が十分でないことなどから、全国展開には至らなかった。このうち、濁酒(いわゆる「どぶろく」)の製造免許緩和の特例措置については、税務執行コストの増大による弊害が懸念されることから、まずは税務執行コストの縮減や税務事務手続きの簡素化努力を規制所管省庁に求めることとし、当分の間、特例措置として継続することが適当であると判断した。

また、今回の評価では、こうした全国展開に関する評価と別に、特区での実施が少ない2件の特例措置について、総務省行政評価局に調査いただいた上で、その要件・手続きなどの問題点に関して規制所管省庁からの意見聴取を行った。

評価委員会としては、今回の評価で全国展開に至らなかった特例措置について、適切な時期に再度評価を行うとともに、新たに追加されてくる特例措置についても、特区における効果・弊害の検証を鋭意行うことによって、今後とも精力的に特例措置の全国展開を推し進めて参る所存である。

2. 平成17年度下半期の評価

平成17年度下半期の評価において、当評価委員会は会合を重ね、評価意見の集約等の作業を行った。具体的には、実地視察等により特区の現場の意見を幅広く聴取した上で、専門部会において専門的な見地からの検討を行った。それらの結果を踏まえ、評価委員会においては、さらに規制所管省庁と意見交換（ヒアリング）を重ねつつ、網羅的・総合的な検討に努めてきた。

評価委員会は、こうした検討を踏まえ、構造改革特別区域基本方針及び評価委員会決定に基づき、16件の特例措置について全国展開に関する評価を行い、別紙のとおり結論を得た。概略を整理すると次のとおりである。

全国展開（一部全国展開を含む。）（11特例措置）

18年度中に法改正等を含め必要な措置を講じ、規制の特例措置を全国的に適用（全国展開）。

平成18年度下半期に結論を出すもの（4特例措置）

今回は判断のための意見を提出しないものの、平成18年度下半期に、規制所管省庁との意見交換を踏まえ、結論を出すもの。

別途、評価委員会が適当と認める時期に結論を出すもの（1特例措置）

今回は判断のための意見を提出しないものの、弊害防止のための取組状況を踏まえ、別途、評価委員会が適当と認める時期に、規制所管省庁との意見交換を行い、結論を出すもの。

また、構造改革特別区域基本方針及び評価委員会決定に基づき、総務省行政評価局の協力を得て、特区で実施されていない又は実施の少ない9件の特例措置について評価を行った。このうち2件の特例措置について、規制所管省庁と意見交換を行った結果、1件については、18年度下半期に再度、特区で実施されていない又は実施の少ない特例措置として評価を行うことが必要と判断し、別紙のとおり意見を提出することとした。

なお、今回の評価においても、弊害の立証責任を有する各規制所管省庁の行う調査について、当該調査が弊害を立証するに足る十分なものとなっているか、かつ、過剰な調査となっていないかの点について、その調査計画の段階において、入念にチェックを行っている。

3. おわりに

今回の評価意見の集約において、教育、福祉に関わる重要案件につき全国展開すべきとの結論を得るなど、一定の成果を挙げることができたのは、調査作業等にご協力いただいた地方公共団体や民間事業者の方々をはじめ、各方面からの多大なご助力によるものである。これらすべての方々に対し、心からお礼申し上げるとともに、今後なお一層の努力を重ねて参りたいと考える。

一方、内閣府が昨年末に実施した「特区制度に関する特別世論調査」によれば、「特区」の名前について、4割を超える回答者が「知っている」と答えており、この制度が、国民の間で一定の浸透・定着を図ることができたと考えられる。しかしながら、「民間発」、「地域発」の構造改革を推し進め、経済の活性化に結び付けるためには、今後も一層の周知を図っていくことが必要であることは言うまでもない。その結果として、より多様な特例措置の提案が行われることこそが、特区制度の根幹を成すものとする。評価委員会としても、数多くの特例措置を全国展開に結び付けることにより、より多くの国民に特区制度の意義が伝えられるよう、鋭意取り組んで参りたいと考える。

特区評価委員会の意見について(平成17年度下半期)

事業番号	規制の特例措置	省庁名	措置区分	評価意見
102	まちづくり交通安全対策事業	警察庁	通達	全国展開
506	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業	法務省	告示	平成18年度下半期
707	特定農業者による濁酒の製造事業	財務省	法律	別途、評価委員会が 適当と認める時期
802	構造改革特別区域研究開発学校設置事業	文部科学省	告示	全国展開
816	学校設置会社による学校設置事業	文部科学省	法律	平成18年度下半期
819	構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業	文部科学省	通知	全国展開
820(801-2)	校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業	文部科学省	通知	全国展開
821(801-1)	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業	文部科学省	通知	全国展開
830	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	文部科学省	法律	平成18年度下半期
907-2	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業	厚生労働省	法律	全国展開
1123	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	経済産業省	省令	平成18年度下半期
1131	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業	経済産業省	省令	全国展開(一部)
1132	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業	経済産業省	省令	全国展開(一部)
1203	特定埠頭運営効率化推進事業	国土交通省	法律	全国展開
1206(1216)	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業	国土交通省	通達	全国展開
1208	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業	国土交通省	法律	全国展開
910	病院等開設会社による病院等開設事業	厚生労働省	法律	実施されていない又は 実施の少ない規制の 特例措置として再度 評価

(注) 評価意見の欄

全国展開: 地域を限定することなく全国において実施するもの。

平成18年度下半期: 今回は判断のための意見を提出せず、平成18年度下半期に意見を提出するもの。

別途、評価委員会が適当と認める時期: 今回は判断のための意見を提出せず、別途、評価委員会が適当と認める時期に意見を提出するもの。

実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置として再度評価: 平成18年度下半期に実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置として再度評価を行うもの。

評価意見

	別表1の番号	102
	特定事業の名称	まちづくり交通安全対策事業
	措置区分	通達
	特区における規制の特例措置の内容	市町村や所轄警察署のほか地域住民、事業者等からなる地域参加型の協議会が策定したまちづくりの計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施する。
	評価	地域を限定することなく全国において実施
	の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
	今後の対応方針	-
	全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
	全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

評価意見

別表1の番号	506
特定事業の名称	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業
措置区分	告示
特区における規制の特例措置の内容	中小企業等が外国人研修生の受入機関となる場合の研修生受入れ人数枠を3人から6人に拡大する。
評価	その他(平成18年度下半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	平成16年度下半期評価の結果を踏まえ、特区地域内においてみられた不適正事例については、関係行政機関の長が地方公共団体に対して規制の特例措置の適正な適用に関し必要な措置を講じるよう求めること等を進めているところであるが、再度発生した不適正事例については、規制所管省庁によれば、地方公共団体が、その管理能力を超え、多数の企業を特区における特定企業としたため、その実情を把握できなかったこと、受け入れ機関側においても、外国人研修生の受け入れ人数枠の拡大に併せた適正な制度の運用を行うことができないことが原因として挙げられている。 このため、今後、特区における研修制度そのものの運用の適正化を図りつつ、規制所管省庁において、引き続き弊害の予防措置の実施方法の改善等を行うとともに、必要に応じて更なる弊害の予防措置について検討を行う。一方で研修制度そのものに係る改善策について規制所管省庁において早急に検討しできるだけ速やかに実施する。これらの状況を踏まえつつ、平成18年度下半期に評価を行う。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	707
特定事業の名称	特定農業者による濁酒の製造事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した農産物を主原料として、いわゆる「どぶろく」(濁酒)を製造する場合には、酒類製造免許にあたって、最低製造数量基準を適用しないこととする。
評価	その他(別途、評価委員会が適当と認める時期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、国税局等による濁酒製造事業者に対する記帳指導・申告指導及び税務署等による制度の広報・周知活動を行っているが、認定特区において記帳が正しく行われていない等の非違が多数確認されたとのことである。また、本事業の実施に伴って酒税の指導・調査事務が増加し、税務執行コストの増大が懸念されるとのことである。</p> <p>一方、評価委員会においては、記帳等の事務が濁酒製造事業者にとって過度に負担なのではないか、税務執行コストの縮減については工夫の余地があるのではないかと、適正な税務執行の必要性に鑑み、本特例は引き続き特区で実施することが適当ではないか等の意見が示された。</p> <p>このため、規制所管省庁は、関係地方公共団体とも協力しつつ、税務執行コストの縮減や税務事務手続きの簡素化の努力を図り、認定特区における濁酒製造事業者の納税申告実績、法令違反の発生状況等について調査を行うこと。当該調査結果については、平成18年度下半期の評価の時期に、税務執行コストの縮減や税務事務手続きの簡素化の状況を含め、評価委員会に報告すること。また、本特例の全国展開に係る評価は、規制所管省庁の報告を踏まえ、別途評価委員会が適当と認める時期に行うものとする。</p>
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	802
特定事業の名称	構造改革特別区域研究開発学校設置事業
措置区分	告示
特区における規制の特例措置の内容	学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し 規制所管省庁によれば、地方自治体による措置により予防可能であるとのこと。
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	規制所管省庁によれば、学習指導要領等の教育課程の基準の見直しが進められているとのことである。当該、見直しの中で、特区における地方公共団体の多様な取り組み内容を勘案し、特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ全国展開を行なうこととすること。その際、要件については、地方公共団体の主体的な判断に基づきつつ、規制所管省庁の関与は憲法、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領上の観点から必要最小限なものとし、弊害の予防措置についても、その要件を明確化し、必要最小限のものとする。なお、全国展開の具体的内容については予め評価委員会に報告すること。
全国展開の実施時期	教育課程の基準全体の見直しの進捗状況を見つつ、平成19年度中の制度改正、平成20年度当初からの実施を目途に措置

評価意見

別表1の番号	816
特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。
評価	その他(平成18年度下半期に評価)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、「本事業に関する適切な評価を実施するに当たっては、教育・研究の現場の特性を十分踏まえる一方で、生徒・学生及びその保護者などの「学習者及びその関係者」を保護する観点から、少なくとも卒業生を出すまでの状況に関して、実態把握が十分行われること、相応の事例の集積を踏まえた総合評価が行われることが最低限必要である」としつつ、「今後、事例の蓄積を図りつつ、学校教育の公共性、継続性・安定性が株式会社立学校においても担保されるかどうかをはじめ、学校経営面、経営と教学のバランス面、教育研究面等の観点に立ち、慎重に検証・評価を行う必要がある」とのことである。</p> <p>本事業の特例の評価については、社会のニーズに応える多様な学校を設置する観点からは速やかな検討が必要であると考えますが、まずは、学校経営面、経営と教学のバランス面、教育研究面等の観点から生じている各課題に関し、それが主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否か等について、学校種の相違(大学、高等学校、中学校、小学校など学校の種類の違い)も含め、論点を整理した上で必要な検討を行うことが重要である。</p> <p>このため、上記の点を踏まえ、株式会社が学校を設置する場合に想定される弊害の発生の有無の判断に資する評価の論点について、特例措置の実施状況を踏まえつつ、規制所管省庁において検討を行い、平成18年度下半期に評価を行うこと。</p>
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	819
特定事業の名称	構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業
措置区分	通知
特区における規制の特例措置の内容	構造改革特区研究開発学校において特別の教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する場合には、上学年の教科書を下学年の児童生徒に無償給与することを可能とする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し 規制所管省庁によれば、地方自治体による措置により予防可能であるとのこと。
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	本特例措置は、構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)を適用する場合に、所属学年以外の学年用教科書を使用しようとするとき、上学年の教科書を下学年の児童生徒に無償給与することを可能とする特例である。このため、本特例措置の適用の前提となる構造改革特別区域研究開発学校設置事業の全国展開を踏まえ、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	構造改革特別区域研究開発学校設置事業の全国展開と同時に措置

評価意見

別表1の番号	820(801-2)
特定事業の名称	校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業
措置区分	通知
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄付行為の認可にあたり、小学校等の校地及び校舎については自己所有を求めないものとする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開による発生する弊害の有無について 無し 規制所管省庁によれば、自己所有に代わる代替要件を課すことにより弊害の予防が可能とのこと。
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	規制所管省庁において、学校経営の継続性・安定性を確保する観点から財産的基礎の保有及び継続的使用の確保等について、校地校舎の自己所有に代わる最小限の代替措置を講じた上で、平成19年度の設置認可申請手続きが可能となるよう平成18年度中に全国展開を行うこと。なお、全国展開の具体的内容については予め評価委員会に報告すること。
全国展開の実施時期	平成18年度中に措置

評価意見

別表1の番号	821(801-1)
特定事業の名称	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業
措置区分	告示
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が教育上又は研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄付行為の認可にあたり、大学等の校地及び校舎については自己所有を求めないものとする。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開による発生する弊害の有無について 無し 規制所管省庁によれば、自己所有に代わる代替要件を課すことにより弊害の予防が可能とのこと。
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	規制所管省庁において、学校経営の継続性・安定性を確保する観点から財産的基礎の保有及び継続的使用の確保等について、校地校舎の自己所有に代わる最小限の代替措置を講じた上で、平成19年度の設置認可申請手続きが可能となるよう平成18年度中に全国展開を行うこと。なお、全国展開の具体的内容については予め評価委員会に報告すること。
全国展開の実施時期	平成18年度中に措置

評価意見

別表1の番号	830
特定事業の名称	市町村教育委員会による特別免許状授与事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	市町村教育委員会が、地域の特性を生かした教育を実施するなど教育上特段のニーズがあると認める場合は、その市町村でのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする。
評価	その他(平成18年度下半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	<p>規制所管省庁の調査によると、市町村教育委員会が特別免許状を授与した際、地域の特性を生かした教育の実施のためではなく、教員組織編制上の都合から特別免許状を授与しているケースが見られるなど、不備が見られた。また、今回の調査対象は1件しかなかったため、今後その他の申請地方公共団体に対しても免許授与事務だけでなく免許管理事務について、さらに教育内容、教員の職務の質についても調査を実施していきたい、とのことである。</p> <p>また、専門部会においても、全国展開するかどうかは、事例の積み重ねを待って判断すべきという意見であった。</p> <p>このため、規制所管省庁において、今後、当該特例の適用を受け事業を実施する地方公共団体の事例について、引き続き調査を実施した上で、平成18年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	907-2
特定事業の名称	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	地方公共団体が設置した特別養護老人ホームの管理の委託先として、株式会社等を認める。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	<p>全国展開により発生する弊害の有無について 無し</p> <p>本特例措置により実現している内容が、平成15年9月に施行された改正地方自治法による指定管理者制度によっても実現できると考えられること、本特例措置の導入時に前提としていた旧地方自治法の管理委託制度の経過措置が平成18年9月に切れること、から今後は指定管理者制度を活用することにより本特例措置の内容の実現を図っていくべきである。</p>
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	<p>地方公共団体が設置した特別養護老人ホームについて、地方自治法上の指定管理者制度により、株式会社等がその管理を行うことが可能であること等を明確にするための通知を发出し、全国展開を行うこと。</p> <p>併せて、全国都道府県課長会議やホームページなどを通じて、地方公共団体や事業者など関係者に対し、本通知の内容の周知を図ること。</p>
全国展開の実施時期	平成18年度中に措置

評価意見

別表1の番号	1123
特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	一定の要件を満たす研究開発用海水温度差発電設備の発電実験について、工事計画の届出及び使用前安全管理検査、定期安全管理検査、溶接安全管理検査を、研究開発の実施期間に限り不要とする。
評価	その他(平成18年度下半期に評価を行う。)
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できない。
今後の対応方針	規制所管省庁によれば、発電設備の運転が開始されていないため、専門家委員会の弊害の発生の予防措置としての機能及び発電設備の安全性について確認できないとのことである。平成18年度始めには発電機を用いた試験が予定されていることから、一定期間(数ヶ月)の試験データが得られれば、平成18年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。 また、全国展開に当たっては、海洋温度差発電のみならず、他の温度差発電についても、同様に規制緩和できないか、検討を行うこと。
全国展開の実施内容	-
全国展開の実施時期	-

評価意見

別表1の番号	1131
特定事業の名称	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	一定の要件を満たす講座の修了者について、初級システムアドミニストレータ試験の試験科目のうち、午前試験科目の免除を受けることができるようにする。
評価	地域を限定することなく全国において実施(一部)
の評価の判断の理由等	<p>全国展開により発生する弊害の有無について 無し</p> <p>規制所管省庁からの報告によれば、認定講座のうち、特区において実績のある、開設者が独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」)が提供する問題を使用するものについて、IPAの採算性の改善及び認定講座の質の確保のための必要な措置がなされれば、弊害無し。</p>
今後の対応方針	開設者が問題を作成する認定講座については、特区における規制の特例措置として継続することとし、新たな認定特区があれば全国展開に関する評価を行うこと。
全国展開の実施内容	開設者がIPAが提供する問題を使用する認定講座について、規制所管省庁によれば、全国展開に伴い、IPAの採算性の改善のため講座認定審査料の設定及び問題提供料の改定、認定講座の質の確保のため認定の有効期限の設定を講じるとしているが、これらが認定講座の開設に当たっての過度な負担とならないよう配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	平成18年度中に措置

評価意見

別表1の番号	1132
特定事業の名称	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
措置区分	省令
特区における規制の特例措置の内容	一定の要件を満たす講座の修了者について、基本情報処理技術者試験の試験科目のうち、午前試験科目の免除を受けることができるようにする。
評価	地域を限定することなく全国において実施(一部)
の評価の判断の理由等	<p>全国展開により発生する弊害の有無について 無し</p> <p>規制所管省庁からの報告によれば、認定講座のうち、特区において実績のある、開設者が独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」)が提供する問題を使用するものについて、IPAの採算性の改善及び認定講座の質の確保のための必要な措置がなされれば、弊害無し。</p>
今後の対応方針	開設者が問題を作成する認定講座については、特区における規制の特例措置として継続することとし、新たな認定特区があれば全国展開に関する評価を行うこと。
全国展開の実施内容	開設者がIPAが提供する問題を使用する認定講座について、規制所管省庁によれば、全国展開に伴い、IPAの採算性の改善のため講座認定審査料の設定及び問題提供料の改定、認定講座の質の確保のため認定の有効期限の設定を講じるとしているが、これらが認定講座の開設に当たっての過度な負担とならないよう配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。
全国展開の実施時期	平成18年度中に措置

評価意見

	別表1の番号	1203
	特定事業の名称	特定埠頭運営効率化推進事業
	措置区分	法律
	特区における規制の特例措置の内容	行政財産である公共コンテナターミナルを、民間企業のうち港湾管理者が認めた者に対して、一体的かつ長期的に貸し付けることができるようにする。
	評価	地域を限定することなく全国において実施
	の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
	今後の対応方針	-
	全国展開の実施内容	特区の認定に代わる国土交通大臣の同意については、その基準を明示するとともに必要最低限のものとする事。
	全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

全国

評価意見

別表1の番号	1206(1216)
特定事業の名称	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両拡大事業
措置区分	通達
特区における規制の特例措置の内容	福祉有償運送について、使用車両の限定にかかわらず、セダン型等の一般の車両を使用することができる。
評価	地域を限定することなく全国において実施
の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
今後の対応方針	-
全国展開の実施内容	規制所管省庁によれば、福祉有償運送を利用者にとって安全・安心なサービスとして全国に普及させ、輸送の安全と旅客の利便の確保を図るため、福祉有償運送全体の仕組みを見直し、登録制度の導入等必要な措置を講じるため、法律改正を行うとのことである。当該法律改正に当たっては、現行の規制の強化とならないよう配慮すること。
全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

評価意見

	別表1の番号	1208
	特定事業の名称	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業
	措置区分	法律
	特区における規制の特例措置の内容	港湾内の埋立地における権利の移転・設定、用途変更の許可が必要な期間について、竣功認可の告示後10年であるものを5年に短縮する。
	評価	地域を限定することなく全国において実施
	の評価の判断の理由等	全国展開により発生する弊害の有無について 無し
	今後の対応方針	-
	全国展開の実施内容	当該事業の実施にあたっては、実施主体の主体性を最大限に尊重するとともに、特区の認定に代わる国土交通大臣との協議については、必要最小限の内容とする。
	全国展開の実施時期	平成17年度中に措置

評価意見

別表1の番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
特区における規制の特例措置の内容	株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認める。
評価	特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置の評価として、平成18年度下半期に再度評価を行うこと。
の評価の判断の理由等	-
今後の対応方針	<p>総務省行政評価局によれば、保険医療機関の指定等を受けられないため、経営面での困難さを伴うこと。高度な医療の提供のためには多額な設備投資と技術力を有した人材の確保が必要なことから本特例に関わる認定が少ないとしている。</p> <p>評価委員会としては、総務省行政評価局の指摘に加え、多額の資本を必要とする病院について株式発行を含む直接金融による資金調達を認めることで、病院の効率化、医療の質の向上が図られると考えられること、そのようなメリットを有する株式会社病院について、診療報酬面で医療法人とのイコールフットィングの下に特区として実施すべき等の指摘を行ったところである。</p> <p>規制所管省庁によれば、本特例は、自由診療とすることで医療保険財政への影響を避けながら、資金調達能力や研究開発意欲というメリットが生かせる高度な医療に限定することとされたものであり、本特例制度の創設の経緯や基本的枠組みに関わることとなる指摘については、医療法人制度の見直しを含めた医療制度構造改革の実施状況を見ながら慎重に検討することが必要とのことである。</p> <p>以上の議論を踏まえ、平成18年度下半期に再度評価を行うこと。</p>